破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３６号
山梨県笛吹市石和町井戸１番地１　第２佐藤住宅５号室、前住所山梨県笛吹市境川町石橋2280番地２
破産者　三枝　辰郎
１　決定年月日　平成28年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
山梨県甲府市羽黒町1231番地８
破産者　深沢湧次郎
１　決定年月日　平成28年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
長崎県佐世保市大宮町23番16号　ビバシティ大宮201号、前住所長崎県佐世保市原分町619番地３
破産者　切間　　誠
１　決定年月日　平成28年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
長崎県西海市西海町丹納郷2714番地
破産者　平野　　聡
１　決定年月日　平成28年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
宮城県登米市米山町字桜岡中新田131番地
破産者　櫻井　　清
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第１６２号
群馬県前橋市鼻毛石町751番地
破産者　町田　拓也
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５３５号
さいたま市見沼区大字蓮沼832番地29　ドウアパートカワ205、前住所さいたま市見沼区大和田町１丁目913番地１　309号
破産者　山中吉四郎
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
富山市草島567番地
破産者　成田　範正
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
富山市大町96番地１　大町コーポ302、住民票上の住所富山市堀川町200番地２
破産者　山本　尚之
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１６号
神戸市長田区西代通１丁目１番５号マルキュウビル204号、従前の住所神戸市長田区鶯町２丁目１番39号
破産者　馬場　誠二
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９号
兵庫県姫路市広畑区城山町１番地１　ライフアベニュー城山２番館603号
破産者　チャールストン・カフェこと　濱田　京一
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９７号
高知市長浜5671番地２　コンモヴェンテ132
破産者　金子　　修
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５０号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免369番地３　コーポラス青葉202号、前住所長崎県北松浦郡佐々町小浦免931番地18
破産者　梅谷　繁行
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
鹿児島県阿久根市多田222番地３
破産者　中面　幸人
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
鹿児島県阿久根市多田222番地３
破産者　中面美佐子
１　決定年月日　平成28年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目252番地
破産者　池田　俊也
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
福島県喜多方市字通船場121番地　パークハイツ２号館201号、前住所福島県喜多方市東桜ガ丘２丁目38番地　メイフェアキタノ106号
破産者　佐藤　雄三
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
群馬県渋川市中村1197番地３　ノクターンＣ
破産者　岡本　昭典
１　決定年月日　平成28年９月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係